

狛福高発第 000469 号
令和 2 年 6 月 18 日

社会福祉施設等 施設長 様
 管理者 様

狛江市福祉保健部長 小川 正美
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策社会福祉施設等事業所給付金事業について（ご案内）

平素より当市福祉行政の推進に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対応の中、社会福祉施設等におかれましては、利用者やその家族の日常生活に欠かせないサービスとして、「三つの密」に留意しつつ、徹底した感染防止対策に取り組んでいただいているところです。

この度、狛江市独自の支援策として、事業を継続している市内全ての事業所等に対して、1事業所当たり10万円の給付金を支給することとしましたので、下記のとおりお知らせします。

つきましては、給付金を事業運営に活用し、市民の生活を支援する福祉サービスの継続的な提供に御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 給付金の対象事業者

- (1) 狛江市内に事業所等を有し、令和2年4月1日時点で事業を実施している事業者
- (2) 次のいずれかに該当している事業者
 - i 障害福祉
 - ① 障害者総合支援法に基づき、東京都や狛江市から指定を受けた事業者（介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業を実施している事業者）
 - ii 児童福祉
 - ② 児童福祉法に基づき、東京都から指定を受けた障害児通所事業者（児童発達支援、放課後等デイサービス等）
 - iii 介護保険等
 - ③ 介護保険法に基づき、東京都や狛江市から指定等を受けた事業者（居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、狛江市介護予防・日常生活支援総合事業を実施している又は介護老人福祉施設を運営している事業者）
 - ④ 老人福祉法に基づき、東京都へ届出を行った事業者（有料老人ホームの設置を東京

都に届け出た事業者)

- ⑤ 高齢者住まい確保法に基づき、東京都に登録した事業者（サービス付き高齢者向け住宅の設置に当たって東京都に登録した事業者）

2 給付金の内容

1 事業所当たり 10 万円の給付金を支給します。

同一敷地内にある同一法人の事業所は 1 事業所としますが、3 区分（障害福祉、児童福祉、介護保険等）の事業所指定を受けている場合は、それぞれ対象とします。

例 1：和泉本町 1 丁目 1 番 5 号で同一法人が障害者総合支援法に基づく「居宅介護」と「移動支援」を実施→ 10 万円× 1 区分=10 万円

例 2：和泉本町 1 丁目 1 番 5 号で同一法人が障害者総合支援法に基づく「指定特定相談支援事業」と介護保険法に基づく「居宅介護支援」を実施→ 10 万円× 2 区分=20 万円

例 3：和泉本町 1 丁目 1 番 5 号で同一法人が介護保険法に基づく「介護老人福祉施設」と「訪問介護」を実施→ 10 万円× 1 区分=10 万円

3 申請方法

給付金の申請に当たっては、以下の書類を御提出ください。

- (1) 狛江市新型コロナウイルス感染症緊急対策社会福祉施設等応援給付金申請書（第 1 号様式）
- (2) 狛江市新型コロナウイルス感染症緊急対策社会福祉施設等応援給付金請求書（第 4 号様式）
- (3) 申請する事業所の指定決定通知書の写し（令和 2 年 4 月 1 日時点）

※以下の事業所等の場合は、（3）に代えて、それぞれ次の書類をご添付ください。

- ①特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム：東京都に届け出た有料老人ホーム設置届の写し（東京都の受領印が押印されたもの）
- ②特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅：東京都から送られてきたサービス付き高齢者向け住宅の登録通知の写し
- ③同一法人で住所の異なる従たる事業所：東京都へ提出した変更届出書等、従たる事業所の名称及び所在地が分かるものの写し

4 問い合わせ先

〒201-8585 東京都狛江市和泉本町 1 丁目 1 番 5 号

代表連絡先：狛江市役所 03-3430-1111

介護保険・高齢関係事業所：高齢障がい課 介護保険係 内線 2233・2234

障害福祉・児童福祉関係事業所：高齢障がい課 障がい者支援係 内線 2209・2208